

令和 3 年

西条市議会第 7 回 1 2 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 85 号	令和3年度西条市一般会計補正予算（第12回） の専決処分について	1
議案第 86 号	令和3年度西条市一般会計補正予算（第13回） について	別冊
議案第 87 号	令和3年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第1回）について	〃
議案第 88 号	工事請負契約の締結について	3
議案第 89 号	工事請負契約の締結について	7
議案第 90 号	西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の 指定について	1 1
議案第 91 号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更について	1 5
議案第 92 号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団 体からの脱退に伴う財産処分について	1 9
議案第 93 号	土地改良事業の施行について	2 3
議案第 94 号	西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償条例等の一部を改正する条例について	2 7
議案第 95 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につ いて	3 3
議案第 96 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	5 9
議案第 97 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	8 3
議案第 98 号	西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について	9 3
議案第 99 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について	9 7
議案第 100 号	西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一 部を改正する条例について	1 0 1
議案第 101 号	西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条 例の一部を改正する条例について	1 0 5
議案第 102 号	西条市下水道条例の一部を改正する条例につ いて	1 0 9
議案第 103 号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例	

	について	・ ・ ・ ・ ・	1 1 5
議案第 1 0 4 号	西条市消防団条例の一部を改正する条例につい		
	て	・ ・ ・ ・ ・	1 2 9
報告第 1 8 号	調停の申立ての専決処分について	・ ・ ・ ・ ・	1 3 7

議案第 8 5 号

令和 3 年度西条市一般会計補正予算（第 1 2 回）の専決処分について

令和 3 年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、その影響により苦しんでいる１８歳以下の子どもを持つ子育て世帯への臨時特別給付金について、年内を目途に支給を開始するとした国の方針に対応するため、所要の経費について早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（専決処分）

第１７９条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第１１３条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第１６２条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第２５２条の２０の２第４項の規定による第２５２条の１９第１項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

２ （略）

３ 前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

４ （略）

議案第 88 号

工事請負契約の締結について

西教総工第 9 号神拝小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 契約の目的
西教総工第9号
神拝小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約の金額
341,000,000円
- 4 契約の相手方
愛媛県西条市神拝甲132番地4
西条建設株式会社
代表取締役 星 加 隆 夫

提案理由

西教総工第9号神拝小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 89 号

工事請負契約の締結について

西教総工第 10 号丹原小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 契約の目的
西教総工第10号
丹原小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約の金額
590,260,000円
- 4 契約の相手方
愛媛県西条市三津屋190番地1
安藤工業株式会社
代表取締役社長 安 藤 善 太

提案理由

西教総工第10号丹原小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 9 0 号

西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の指定について

西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者を次のように指定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市アウトドアオアシス石鎚	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁 4 1 番地 6 株式会社モンベルホールディングス 代表取締役 辰野 岳史	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 9 1 号

愛媛県市町総合事務組合理約の変更について

令和 4 年 3 月 3 1 日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、愛媛県市町総合事務組合理約を次のとおり変更する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

愛媛県市町総合事務組合理約の一部を改正する理約

愛媛県市町総合事務組合理約（平成 17 年 4 月 1 日愛媛県指令 17 市第 9 号許可）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 項の構成団体の欄中「西予市」を削る。

附 則

この理約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 9 2 号

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産
処分について

令和 4 年 3 月 3 1 日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市が、
日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に
関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法（昭和 2 2 年法律第
6 7 号）第 2 8 9 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次の
とおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産
処分について

日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る西予市の一切の財産については、令和4年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

提案理由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 9 3 号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 事業名
農村地域防災減災事業
- 2 地区名
下島山金蔵坊地区
- 3 工種
ため池整備
- 4 事業費
1 3 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 5 受益面積
3 . 5 ヘクタール
- 6 受益者数
2 0 戸
- 7 整備内容
 - (1) 堤体工 堤体延長 9 6 メートル 堤高 5 . 3 メートル
 - (2) 取水施設工 一式
 - (3) 洪水吐工 一式
- 8 事業期間
令和 4 年度から令和 6 年度まで

提案理由

下島山金蔵坊地区に位置するため池の整備を、農村地域防災減災事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

土地改良法

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）

議案第 9 4 号

西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例等の一部を
改正する条例について

西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例等の一部を
改正する条例

(西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第1条 西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年西条市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第5条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、その旅行について、費用弁償として西条市職員等の旅費に関する条例（平成16年西条市条例第45号。以下「旅費条例」という。）の <u>適用を受ける職員の例により</u> 旅費を支給する。 2 (略)	(費用弁償) 第5条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、その旅行について、費用弁償として西条市職員等の旅費に関する条例（平成16年西条市条例第45号。以下「旅費条例」という。）の <u>規定を準用して</u> 旅費を支給する。 2 (略)

(西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成20年西条市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第6条 議会の議員が公務のため旅行するときは、その旅行について、費用弁償として西条市職員等の旅費に関する条例（平成16年西条市条例第45号。次項において「旅費条例」という。）の <u>適用を受ける職員の例により</u> 旅費を支給する。 2 (略)	(費用弁償) 第6条 議会の議員が公務のため旅行するときは、その旅行について、費用弁償として西条市職員等の旅費に関する条例（平成16年西条市条例第45号。次項において「旅費条例」という。）の <u>規定を準用して</u> 旅費を支給する。 2 (略)

(西条市壬生川財産区管理条例の一部改正)

第3条 西条市壬生川財産区管理条例（平成18年西条市条例第26号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬及び費用弁償) 第 1 3 条 (略) 2 (略) <u>3 前 2 項に定めるもののほか、会長及び委員の報酬及び費用弁償の支給</u> については、西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(平成 1 6 年西条市条例第 3 6 号)の <u>例による</u> 。	(報酬及び費用弁償) 第 1 3 条 (略) 2 (略) <u>3 前項の規定により支給する旅費の額は、西条市職員等の旅費に関する条例(平成 1 6 年西条市条例第 4 5 号)別表中副市長、監査委員、教育長の項に定めるとおりとする。</u> <u>4</u> _____会長及び委員の報酬及び費用弁償の <u>支給方法</u> については、西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(平成 1 6 年西条市条例第 3 6 号)の <u>規定を準用する</u> 。

(西条市庄内財産区管理条例の一部改正)

第 4 条 西条市庄内財産区管理条例(平成 1 9 年西条市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬及び費用弁償) 第 1 3 条 (略) 2 (略) <u>3 前 2 項に定めるもののほか、会長、</u>	(報酬及び費用弁償) 第 1 3 条 (略) 2 (略) <u>3 前項の規定により支給する旅費の額は、西条市職員等の旅費に関する条例(平成 1 6 年西条市条例第 4 5 号)別表中副市長、監査委員、教育長の項に定めるとおりとする。</u> <u>4</u> _____会長、

副会長及び委員の報酬及び費用弁償の <u>支給</u> については、西条市特別職の 職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償条例(平成16年西条市条例第36 号)の <u>例による</u> 。	副会長及び委員の報酬及び費用弁償の <u>支給方法</u> については、西条市特別職の 職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償条例(平成16年西条市条例第36 号)の <u>規定を準用する</u> 。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度分までの報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

提案理由

今後更に厳しさを増す財政状況に鑑み、旅費の削減に向け、一般職の職員に支給する旅費の見直しを行うに当たり、一般職の職員以外の者に支給する旅費の取扱いを改めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 5 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成１６年西条市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第１（第２条関係）				別表第１（第２条関係）			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
１～１０６（略）				１～１０６（略）			
１０７ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	１件		（略）	１０７ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	１戸		（略）
（１）住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者				（１）住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者			
ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項各号に掲げる基準の適合性に関し、				ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項各号に掲げる基準の適合性に関し、			

住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律（平成 11年法律 第81号） 第6条の2 第3項に規 定する確認 書の交付			住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律（平成 11年法律 第81号） 第5条第1 項に規定す る登録住宅 性能評価機 関の技術的 審査を受け ている場合		
_____を受け ている場合 (ア) 1戸建 ての専用 住宅（人 の居住の 用以外の 用途に供 する部分 を有しな い住宅を いう。以 下この項 において 同じ。）	16,4 00円		(ア) 1戸建 ての専用 住宅（人 の居住の 用以外の 用途に供 する部分 を有しな い住宅を いう。以 下この項 において 同じ。）	12,8 00円	
(イ) 共同住 宅等（共 同住宅、 長屋その 他1戸建 ての専用 住宅以外 の住宅を いう。た	1戸につ き共同住 宅等の区 分に応 じ、それ ぞれ次に 定める額 を同時に 申請する		(イ) 共同住 宅等（共 同住宅、 長屋その 他1戸建 ての専用 住宅以外 の住宅を いう。—	共同住 宅等の区 分に応 じ、それ ぞれ次に 定める額 を同時に 申請する	

だし、区分所有住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。）を除く。以下この項において同じ。）		住戸の数				住戸の数	
		で除して				で除して	
		得た金額				得た金額	
a 総戸数が1のもの	1 6 , 4	0 0 円				1 2 , 8	0 0 円
b 総戸数が2以上5以下のもの	3 1 , 1	0 0 円				2 5 , 1	0 0 円
c 総戸数が6以上10以下のもの	5 0 , 4	0 0 円				4 1 , 4	0 0 円
d 総戸数が11以上25以下のもの	9 1 , 5	0 0 円				7 3 , 3	0 0 円

の			の		
e 総戸	1 3 6 ,		e 総戸	1 1 1 ,	
数が 2	0 0 0 円		数が 2	7 0 0 円	
6 以上			6 以上		
5 0 以			5 0 以		
下のも			下のも		
の			の		
f 総戸	2 0 9 ,		f 総戸	1 7 9 ,	
数が 5	3 0 0 円		数が 5	0 0 0 円	
1 以上			1 以上		
1 0 0			1 0 0		
以下の			以下の		
もの			もの		
g 総戸	3 3 5 ,		g 総戸	2 8 0 ,	
数が 1	5 0 0 円		数が 1	9 0 0 円	
0 1 以			0 1 以		
上 2 0			上 2 0		
0 以下			0 以下		
のもの			のもの		
h 総戸	4 1 7 ,		h 総戸	3 4 4 ,	
数が 2	3 0 0 円		数が 2	4 0 0 円	
0 1 以			0 1 以		
上のも			上のも		
の			の		
(ウ) 分譲住	分譲住宅				
宅（複数	の区分に				
の者に譲	応じ、そ				
渡するこ	れぞれ次				
とにより	に定める				
区分所有	金額				
住宅とす					
る住宅を					
いう。以					
下この項					
において					

同じ。)	
a 総戸 数が 2 以上 5 以下の もの	3 1, 1 0 0 円
b 総戸 数が 6 以上 1 0 以下 のもの	5 0, 4 0 0 円
c 総戸 数が 1 1 以上 2 5 以 下のも の	9 1, 5 0 0 円
d 総戸 数が 2 6 以上 5 0 以 下のも の	1 3 6, 0 0 0 円
e 総戸 数が 5 1 以上 1 0 0 以下の もの	2 0 9, 3 0 0 円
f 総戸 数が 1 0 1 以 上 2 0 0 以下 のもの	3 3 5, 5 0 0 円

[illegible]

40

以上 5	
以下の	
もの	
c 総戸	5 0 , 4
数が 6	0 0 円
以上 1	
0 以下	
のもの	
d 総戸	9 1 , 5
数が 1	0 0 円
1 以上	
2 5 以	
下のも	
の	
e 総戸	1 3 6 ,
数が 2	0 0 0 円
6 以上	
5 0 以	
下のも	
の	
f 総戸	2 0 9 ,
数が 5	3 0 0 円
1 以上	
1 0 0	
以下の	
もの	
g 総戸	3 3 5 ,
数が 1	5 0 0 円
0 1 以	
上 2 0	
0 以下	
のもの	
h 総戸	4 1 7 ,
数が 2	3 0 0 円
0 1 以	

以上 5	
以下の	
もの	
c 総戸	6 8 , 5
数が 6	0 0 円
以上 1	
0 以下	
のもの	
d 総戸	1 2 6 ,
数が 1	9 0 0 円
1 以上	
2 5 以	
下のも	
の	
e 総戸	2 0 3 ,
数が 2	5 0 0 円
6 以上	
5 0 以	
下のも	
の	
f 総戸	3 3 7 ,
数が 5	6 0 0 円
1 以上	
1 0 0	
以下の	
もの	
g 総戸	5 8 8 ,
数が 1	2 0 0 円
0 1 以	
上 2 0	
0 以下	
のもの	
h 総戸	8 0 1 ,
数が 2	1 0 0 円
0 1 以	

43

a	総戸 数が 2 以上 5 以下の もの	1 3 3 , 1 0 0 円
b	総戸 数が 6 以上 1 0 以下 のもの	2 1 2 , 2 0 0 円
c	総戸 数が 1 1 以上 2 5 以 下のも の	4 2 4 , 9 0 0 円
d	総戸 数が 2 6 以上 5 0 以 下のも の	7 4 6 , 9 0 0 円
e	総戸 数が 5 1 以上 1 0 0 以下の もの	1 , 2 8 2 , 3 0 0 円
f	総戸 数が 1 0 1 以 上 2 0 0 以下 のもの	2 , 3 4 7 , 9 0 0 円
g	総戸	3 , 3 4

45

(ア) 1戸建ての専用住宅	22, 3	(イ) 共同住宅等	16, 9
	00円		00円
(イ) 共同住宅等	1戸につき共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額	(イ) 共同住宅等	共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
	22, 3		16, 9
a 総戸数が1のもの	00円	a 総戸数が1のもの	00円
b 総戸数が2以上5以下のもの	40, 6	b 総戸数が2以上5以下のもの	31, 5
c 総戸数が6以上10以下のもの	00円	c 総戸数が6以上10以下のもの	00円
d 総戸数が11以上25以下のもの	66, 8	d 総戸数が6以上10以下のもの	53, 2
e 総戸数が11以上25以下のもの	00円	d 総戸数が11以上25以下のもの	00円
e 総戸数が11以上25以下のもの	111, 300円	e 総戸数が11以上25以下のもの	84, 1
e 総戸数が11以上25以下のもの	178, 1	e 総戸数が11以上25以下のもの	00円
e 総戸数が11以上25以下のもの	178, 1	e 総戸数が11以上25以下のもの	142, 1

数が2	500円
6以上	
50以下	
のもの	
f 総戸	272,
数が5	900円
1以上	
100	
以下の	
もの	
g 総戸	463,
数が1	900円
01以上	
20	
0以下	
のもの	
h 総戸	588,
数が2	800円
01以上	
のもの	
(ウ) 分譲住	分譲住宅
宅	の区分に
	応じ、そ
	れぞれ次
	に定める
	金額
a 総戸	40, 6
数が2	00円
以上5	
以下の	
もの	
b 総戸	66, 8
数が6	00円

数が2	100円
6以上	
50以下	
のもの	
f 総戸	227,
数が5	400円
1以上	
100	
以下の	
もの	
g 総戸	382,
数が1	000円
01以上	
20	
0以下	
のもの	
h 総戸	479,
数が2	500円
01以上	
のもの	

48

(イ) 共同住宅等	1 戸につ	(イ) 共同住宅等	
	き共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額		共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
a ～ h (略)		a ～ h (略)	
(ウ) 分譲住宅	分譲住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
a 総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 9 3 , 5 0 0 円		
b 総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	3 0 9 , 6 0 0 円		
c 総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	6 1 1 , 4 0 0 円		

[illegible]

<u>の規定による管理者等を選任した場合に係るものを除く。）に対する審査</u> (1)、(2) (略)				 に 対する審査 (1)、(2) (略)			
1 0 9 長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1 件	1 8 2 , 0 0 0 円					
1 1 0 (略)				1 0 9 (略)			
1 1 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査 (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	1 件		(略)	1 1 0 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査 (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	1 件		(略)
		1 1 0 の	(略)			1 0 9 の	(略)
		項種類欄				項種類欄	
		(1) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当す				(1) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当す	

(2) 変更に係る 低炭素建築物 新築等計画が 建築基準法第 6条第1項に 規定する建築 基準関係規定 に適合するか どうかの審査 を申し出る者	る額 次に掲げ る 額 (ウに掲 げる額に あ っ て は、当該 審査に建 築基準法 第87条 の4の昇 降機に係 る部分が 含まれる 場合に限 る。) を 合算した 金額 ア <u>11</u> <u>0</u> の項 種類欄 (1)に 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 の2分 の1に 相当す る額。 ただし		る額 次に掲げ る 額 (ウに掲 げる額に あ っ て は、当該 審査に建 築基準法 第87条 の4の昇 降機に係 る部分が 含まれる 場合に限 る。) を 合算した 金額 ア <u>10</u> <u>9</u> の項 種類欄 (1)に 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 の2分 の1に 相当す る額。 ただし	
---	--	--	--	--

、都市
の低炭
素化の
促進に
関する
法律第
54条
第1項
に掲げ
る基準
の適合
性に関
し、登
録住宅
性能評
価機関
若しくは登録
建築物
エネルギー消
費性能
判定機
関の技
術的審
査を受
けたも
の又は
設計住
宅性能
評価書
の交付
を受け
たもの
以外の

、都市
の低炭
素化の
促進に
関する
法律第
54条
第1項
に掲げ
る基準
の適合
性に関
し、登
録住宅
性能評
価機関
若しくは登録
建築物
エネルギー消
費性能
判定機
関の技
術的審
査を受
けたも
の又は
設計住
宅性能
評価書
の交付
を受け
たもの
以外の

		もので ある場 合に限 る。 イ、ウ (略)				もので ある場 合に限 る。 イ、ウ (略)	
<u>1 1 2</u> (略)					<u>1 1 1</u> (略)		
<u>1 1 3</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査	1 件	<u>1 1 2</u> の項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	(略)		<u>1 1 2</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査	1 件	<u>1 1 1</u> の項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
<u>1 1 4</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	1 件	<u>1 1 2</u> の項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	(略)		<u>1 1 3</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	1 件	<u>1 1 1</u> の項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
<u>1 1 5</u> (略)					<u>1 1 4</u> (略)		
<u>1 1 6</u> 建築物の	1 件		(略)		<u>1 1 5</u> 建築物の	1 件	(略)

エネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			エネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査		
(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	115の項種類欄		(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	114の項種類欄	
(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	(1) ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	(1) ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
		次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に				次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に	

		限る。)を合算した金額 ア <u>1 1</u> <u>5 の項</u> 種類欄 (1) ア 又はイ に掲げる場合 の区分 に応じ、それ ぞれ当該手 数料の金額 の 2 分の 1 に相当する 額 イ、ウ (略)				限る。)を合算した金額 ア <u>1 1</u> <u>4 の項</u> 種類欄 (1) ア 又はイ に掲げる場合 の区分 に応じ、それ ぞれ当該手 数料の金額 の 2 分の 1 に相当する 額 イ、ウ (略)				
<u>1 1 7</u>	(略)					<u>1 1 6</u>	(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 2 月 2 0 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（手数料）

第２２７条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第２２８条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

２、３ （略）

議案第 9 6 号

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成２６年西条市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章～第３章 （略） <u>第４章 雑則（第５３条）</u> 附則 （内容及び手続の説明及び同意） 第５条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第２０条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第１３条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u>	目次 第１章～第３章 （略） 附則 （内容及び手続の説明及び同意） 第５条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第２０条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u> <u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u> <u>２ 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」</u>

という。)により提供することができ
る。この場合において、当該特定教育
・保育施設は、当該文書を交付したも
のとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法
のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係
る電子計算機と利用申込者の使用
に係る電子計算機とを接続する電
気通信回線を通じて送信し、受信
者の使用に係る電子計算機に備え
られたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係
る電子計算機に備えられたファイ
ルに記録された前項に規定する重
要事項を電気通信回線を通じて利
用申込者の閲覧に供し、当該利用
申込者の使用に係る電子計算機に
備えられたファイルに当該重要事
項を記録する方法（電磁的方法に
よる提供を受ける旨の承諾又は受
けない旨の申出をする場合にあっ
ては、特定教育・保育施設の使用
に係る電子計算機に備えられたフ
ァイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロ
ムその他これらに準ずる方法により
一定の事項を確実に記録しておくこ
とができる物をもって調製するファ
イルに前項に規定する重要事項を記
録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者が
ファイルへの記録を出力することによ
る文書を作成することができるもので
なければならない。

<u>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</u> 第6条 （略） （あつせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2	4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> 5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> <u>（1）第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u> <u>（2）ファイルへの記録の方式</u> 6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u> <u>（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）</u> 第6条 （略） （あつせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2
---	--

号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 （略）

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領

号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。_____

_____）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は_____

_____、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証_____

_____によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 （略）

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設が受領すること

_____を受け ないときは、教育・保育給付認定保護 者から、当該特定教育・保育に係る特 定教育・保育費用基準額（法第27条 第3項第1号に掲げる額をいう。次項 において同じ。）の支払を受けるもの とする。 3 （略） 4 特定教育・保育施設は、前3項の支 払を受ける額のほか、特定教育・保育 において提供される便宜に要する費用 のうち、次_____に掲げる費用の額の 支払を教育・保育給付認定保護者から 受けることができる。 (1)～(5) （略） 5、6 （略） （施設型給付費等の額に係る通知等）	をいう。次条において同じ。）を受け ないときは、教育・保育給付認定保護 者から、当該特定教育・保育に係る特 定教育・保育費用基準額（法第27条 第3項第1号に掲げる額をいう。次項 において同じ。）の支払を受けるもの とする。 3 （略） 4 特定教育・保育施設は、前3項の支 払を受ける額のほか、特定教育・保育 において提供される便宜に要する費用 のうち、次の各号に掲げる費用の額の 支払を教育・保育給付認定保護者から 受けることができる。 (1)～(5) （略） 5、6 （略） （施設型給付費等の額に係る通知等）
第14条 特定教育・保育施設は、法定 代理受領により特定教育・保育に係る 施設型給付費（法第27条第1項の施 設型給付費をいう。以下同じ。）の支 給を受けた場合は、教育・保育給付認 定保護者に対し、当該教育・保育給付 認定保護者に係る施設型給付費の額を 通知しなければならない。 2 （略） （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の 各号に掲げる施設の区分に応じて、そ れぞれ当該各号に定めるものに基づ き、小学校就学前子どもの心身の状況 等に応じて、特定教育・保育の提供を 適切に行わなければならない。 (1) （略）	第14条 特定教育・保育施設は、法定 代理受領により特定教育・保育に係る 施設型給付費_____の支 給を受けた場合は、教育・保育給付認 定保護者に対し、当該教育・保育給付 認定保護者に係る施設型給付費の額を 通知しなければならない。 2 （略） （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の 各号に掲げる施設の区分に応じて、そ れぞれ当該各号に定めるものに基づ き、小学校就学前子どもの心身の状況 等に応じて、特定教育・保育の提供を 適切に行わなければならない。 (1) （略）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条<u>第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)、(4) （略） 2 （略） （相談及び援助） 第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （緊急時等の対応） 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに<u>係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知） 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに<u>係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意	(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条<u>第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)、(4) （略） 2 （略） （相談及び援助） 第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>教育・保育給付認定子ども又はその保護者</u> に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （緊急時等の対応） 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子ども<u>の保護者</u> <u>又は医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知） 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子ども<u>の保護者</u> <u>が偽り</u>その他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意
---	--

見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次____
____に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける
____費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(秘密保持等)

第27条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) _____教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(秘密保持等)

第27条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者

____の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条の規定による特定教育・
保育の提供の記録

(3)～(5) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小

(2) 第12条の規定による特定教育・
保育の_____記録

(3)～(5) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費_____

_____を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小

学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項

学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」

_____とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と _____

第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類の及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協

____、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」

____とする。

(利用定員)

第37条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程____の概要、第42条____に規定する連携施設の種類の、名称____、____連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(あっせん、調整及び要請に対する協

力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項 _____

_____の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)、(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、

力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項 (同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により市町村が行う

調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)、(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号 _____ において同じ。)を、

当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2、3 (略)

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項

の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認める

ものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)、(2) (略)

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7～9 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領

_____を受けないときは、教

ものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)、(2) (略)

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7～9 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、教

育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 （略）

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次_____に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品に要する費用

(2)～(4) （略）

5、6 （略）

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下「

育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 （略）

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品_____

(2)～(4) （略）

5、6 （略）

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども_____」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）_____」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費」とあるのは「特定地域型保

とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」_____と、

「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中

_____「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中_____

_____「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」_____

_____と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)

を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条_____において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。_____)、第17条から第19条まで及び第23条から第3

育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費」と、

「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中

「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」

とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」

と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費_____

を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第3

認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条 （略）

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に

認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

第52条 （略）

ついては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る

電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法

により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項

』とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和３年内閣府令第５３号）が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 7 号

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年西条市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章～第 5 章 （略）	第 1 章～第 5 章 （略）
<u>第 6 章 雑則（第 4 9 条）</u>	
附則	附則
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで_____において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>以下この条</u> において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所_____、幼稚園_____又	第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで <u>並びに附則第 4 項</u> において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>第 3 号</u> _____において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所 <u>（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）</u> 、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。 <u>以下同じ。）</u> 又

は認定こども園_____

_____（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)、(2) （略）

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の
_____連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が

は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下

「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)、(2) （略）

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が

明確化されていること。

- (2) 次項の _____ 連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 (略)

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号

_____の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

- 5 前項 (第2号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

明確化されていること。

- (2) 次項に規定する 連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 (略)

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

- 5 前項 _____ の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法<u>(平成24年法律第65号)</u>第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。) (2) (略) (苦情への対応)	(1) 子ども・子育て支援法_____第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。) (2) (略) (苦情への対応)
第21条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る<u>市町村から</u>指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 (職員)	第21条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る<u>市町村からの</u>指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 (職員)
第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項<u>第3号</u>のいずれにも該当しない者 (3) (略) (設備の基準)	第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項<u>第4号</u>のいずれにも該当しない者 (3) (略) (設備の基準)
第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」	第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」

という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2)～(6) (略)

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件にいずれも該当するものであること。

ア～ク (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げるいずれかの保育を提供するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又は匍匐失、調理設備及び便所を設けること。

(2)～(6) (略)

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の各号に掲げる要件にいずれも該当するものであること。

ア～ク (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げるいずれかの保育を提供するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____

_____への対応等、

保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

(設備の基準)

第 4 3 条 事業所内保育事業（利用定員が 2 0 人以上のものに限る。以下この条、第 4 5 条及び第 4 6 条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (7) (略)

(8) 保育室等を二階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件にいずれも該当するものであること。

ア～ク (略)

(準用)

第４８条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条_____
_____中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中_____
_____「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小

(設備の基準)

第 4 3 条 事業所内保育事業（利用定員が 2 0 人以上のものに限る。以下この条、第 4 5 条及び第 4 6 条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (7) (略)

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件にいずれも該当するものであること。

ア～ク (略)

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条各号列記以外の部分中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小

規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中_____

「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているものの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「(法第6条の3第10項第2号」とあるのは「法第6条の3第12項第2号」と、「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第５２号）が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 8 号

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西条市国民健康保険条例（平成１６年西条市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（出産育児一時金） 第６条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>４０万８，０００円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>１万２，０００円</u>を超えない額を加算するものとする。 ２ （略）	（出産育児一時金） 第６条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>４０万４，０００円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>１万６，０００円</u>を超えない額を加算するものとする。 ２ （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る西条市国民健康保険条例第６条の規定による出産育児一時金の額及び同条の規定に基づき加算する額は、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第２２２号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 9 号

西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

西条市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市印鑑条例の一部を改正する条例

西条市印鑑条例（平成１６年西条市条例第１５３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第１６条 （略） <u>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</u> 第１７条 前２条の規定にかかわらず、 <u>印鑑登録の証明を受けようとする者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）を利用して、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、市長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u> ２ 市長は、前項の規定による申請があった場合において、<u>公的個人認証法第３８条第１項の規定による確認をしたときは、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</u>	第１６条 （略）

<u>第 1 8 条</u> (略)	<u>第 1 7 条</u> (略)
<u>第 1 9 条</u> (略)	<u>第 1 8 条</u> (略)
<u>第 2 0 条</u> (略)	<u>第 1 9 条</u> (略)
<u>第 2 1 条</u> (略)	<u>第 2 0 条</u> (略)

附 則

この条例は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

提案理由

全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている多機能端末機を用いて、印鑑登録証明書の交付を受けることができるコンビニ交付サービスを実施するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 1 0 0 号

西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例（平成１６年西条市条例第１７０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1 （第 7 条、第 1 5 条関係） 宿 泊料等				別表第 1 （第 7 条、第 1 5 条関係） 宿 泊料等			
施設名	区分		使用料（円）	施設名	区分		使用料（円）
（略）				（略）			
ケビン	基本料 金	2 ～ 4 人用	1 棟当たり 2 人（基本 人員）まで <u>7, 0 0</u> <u>0</u>	ケビン	基本料 金	2 ～ 4 人用	1 棟当たり 2 人（基本 人員）まで <u>5, 4 0</u> <u>0</u>
		4 ～ 6 人用	1 棟当たり 4 人（基本 人員）まで <u>1 4, 0</u> <u>0 0</u>			4 ～ 6 人用	1 棟当たり 4 人（基本 人員）まで <u>1 0, 8</u> <u>0 0</u>
		6 ～ 1 0 人用	1 棟当たり 6 人（基本 人員）まで <u>2 1, 0</u> <u>0 0</u>				6 ～ 1 0 人用
		7 ～ 8 人用	1 棟当たり 7 人（基本 人員）まで <u>2 4, 5</u> <u>0 0</u>			7 ～ 8 人用	
	加算料金		基本人員を超え 1 人当 たり <u>2, 3 5 0</u>	加算料金			基本人員を超え 1 人当 たり <u>1, 8 0 0</u>
キャン プ	大人	1 人当たり <u>5 0 0</u>		キャン プ	大人	1 人当たり <u>3 0 0</u>	
	小・中学 生	1 人当たり <u>2 5 0</u>			小・中学 生	1 人当たり <u>1 5 0</u>	
備考（略）				備考（略）			
別表第 2 （第 7 条、第 1 5 条関係） 施 設使用料				別表第 2 （第 7 条、第 1 5 条関係） 施 設使用料			
施設名	区分	単位	使用料（円）	施設名	区分	単位	使用料（円）
（略）				（略）			
ケビン	基本料 金	1 時間当た り	1 人当たり <u>6 0 0</u>	ケビン	基本料 金	1 時間当た り	1 人当たり <u>4 5 0</u>

備考（略）	備考（略）
-------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和4年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

提案理由

令和４年度から西条市石鎚ふれあいの里の使用料を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 1 0 1 号

西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例（平成30年西条市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条、第22条関係）				別表第1（第7条、第22条関係）			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) その他施設使用料				(2) その他施設使用料			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
(略)				(略)			
キャンプ場	オー	15時30分～翌	3,000	キャンプ場	オー	16時～翌日9時	2,000
	トサ	日10時30分	0円		トサ	1区画につき	0円
	イト	1区画につき			イト		
		11時～15時	1,500			9時～16時 1	1,000
		1区画1日につき	000円			区画1日につき	0円
	フリ	15時30分～翌	2,000		フリ	16時～翌日9時	1,000
	ーサ	日10時30分	0円		ーサ	1区画につき	0円
	イト	1区画につき			イト		
		11時～15時	1,000			9時～16時 1	500円
		1区画1日につき	0円			区画1日につき	
					電源	1日につき	500円
					使用料		
備考				備考			
1、2 (略)				1、2 (略)			
3 <u>キャンプ場のオートサイト又はフリーサイトの1区画について、2以上の単位の時間を継続して使用する場合は、各単位の間の10時30分から11時まで及び15時から15時30分までについても使用することができる。この場合において、当該各単位の間の使</u>							

<u>用に係る使用料は、無料とする。</u> (3) (略)	(3) (略)
--	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例の規定は、令和４年４月１日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和４年４月１日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

提案理由

令和４年度から西条市アウトドアオアシス石鎚のキャンプ場の使用料及び使用時間を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 1 0 2 号

西条市下水道条例の一部を改正する条例について

西条市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市下水道条例の一部を改正する条例

西条市下水道条例（平成１６年西条市条例第１８４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第１（第１６条関係）					別表第１（第１６条関係）				
(１) 西条地区					(１) 西条地区				
種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料（１ｍ ^３ につき）	種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料（１ｍ ^３ につき）
一般汚水	１０立方メートルまで	７０７円			一般汚水	５立方メートル	３２０円	５立方メートルを超え１０立方メートルまで	６４円
			１０立方メートルを超え２０立方メートルまで	７６円				１０立方メートルを超え２０立方メートルまで	６８円
			２０立方メートルを超え３０立方メートルまで	８３円				２０立方メートルを超え３０立方メートルまで	７３円
			３０立方メートルを超え５０立方メートルまで	９１円				３０立方メートルを超え５０立方メートルまで	７８円

			5 0 立 方 メー ト ル を 超 え 1 0 0 立 方 メー ト ル ま で	<u>1 0 1 円</u>				5 0 立 方 メー ト ル を 超 え 1 0 0 立 方 メー ト ル ま で	<u>8 5 円</u>
			1 0 0 立 方メー ト ルを 超 え るもの	<u>1 1 1 円</u>				1 0 0 立 方メー ト ルを 超 え るもの	<u>9 1 円</u>
湯 屋 汚 水	1 0 立	7 0 7 円			湯 屋 汚 水	5 立 方	3 2 0 円	5 立 方メ	<u>6 4 円</u>
	方メー					メー ト			
	ト ル ま					ル			
	で					—			
			1 0 立 方 メー ト ル を 超 え 2 0 立 方メ ー ト ルま で	<u>7 6 円</u>				1 0 立 方 メー ト ル を 超 え 2 0 立 方メ ー ト ルま で	<u>6 8 円</u>
			2 0 立 方 メー ト ル を 超 え 3 0 立 方メ ー ト ルま で	<u>8 3 円</u>				2 0 立 方 メー ト ル を 超 え 3 0 立 方メ ー ト ルま で	<u>7 3 円</u>
			3 0 立 方 メー ト ル を 超 え る もの	<u>2 8 円</u>				3 0 立 方 メー ト ル を 超 え る もの	<u>2 7 円</u>
(2) (略)					(2) (略)				
備考 (略)					備考 (略)				

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和４年３月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の西条市下水道条例の規定は、令和４年４月及び５月分として徴収する下水道使用料の算定から適用し、同年３月分以前のものとして徴収する下水道使用料の算定については、なお従前の例による。

提案理由

下水道使用料の使用料体系を統一するとともに、西条市公共下水道事業の健全な運営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 1 0 3 号

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西条市水道事業給水条例（平成１６年西条市条例第２００号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（水道の使用休止、変更等の届出） 第１６条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。 (1) （略） <u>(2) （略）</u> <u>(3) （略）</u> ２ 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。 (1)～(4) （略） （料金） 第２１条 料金は、<u>別表第１の額に、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定に基づき消費税が課税される金額に同法に規定する税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき地方消費税が課税される金額に同法に規定する税率を乗じて得た金額の合計額（この額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。以下「消費税等相当額」という。）を加えた額とする。</u>	（水道の使用休止、変更等の届出） 第１６条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。 (1) （略） <u>(2) 給水装置の種類を変更するとき。</u> <u>(3) （略）</u> <u>(4) （略）</u> ２ 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。 (1)～(4) （略） <u>(5) 共用給水装置の使用世帯数又は戸数に異動があったとき。</u> （料金） 第２１条 料金は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより計算して得た額</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____とする。

	(1) <u>西条地区 別表第 1 の 1 及び別表第 2 の合計額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課税される金額に同法に規定する税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき地方消費税が課税される金額に同法に規定する税率を乗じて得た金額の合計額（この額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。以下「消費税等相当額」という。）を加えた額</u> (2) <u>東予地区 別表第 1 の 2 及び別表第 2 の合計額に、消費税等相当額を加えた額</u> (3) <u>丹原地区 別表第 1 の 3 及び別表第 2 の合計額に、消費税等相当額を加えた額</u> (4) <u>小松地区 別表第 1 の 4 及び別表第 2 の合計額に、消費税等相当額を加えた額</u>
2 <u>別表第 1</u> の用途欄の適用基準については、別に定める。	2 <u>別表第 1 の 2</u> の用途欄の適用基準については、別に定める。
3 （略） （使用水量の確認及び <u>料金</u> の算定）	3 （略） （使用水量の確認及び <u>水道使用料</u> の算定）
第 22 条 （略）	第 22 条 （略）
2 定例日の属する月及びその前月の分の使用水量は、それぞれ前項の検針により確認した使用水量の 2 分の 1 の量として <u>料金</u> を算定する。	2 定例日の属する月及びその前月の分の使用水量は、それぞれ前項の検針により確認した使用水量の 2 分の 1 の量として <u>水道使用料</u> を算定する。
3 前 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は、	3 前 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は、

定例日を変更し、又は毎月検針を行い、料金の算定をすることができる。

(特別な場合における料金の算定)

第24条 (略)

2 (略)

(手数料)

第26条 手数料は、別表第2のとおりとし、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込後、徴収することができる。

(加入金)

第27条 給水装置の新設又は改造(メーターの増径を伴うものに限る。)をしようとする者は、加入金として、別表第3に定める額に消費税等相当額を加えた額を給水の申込みの際納付しなければならない。

2 (略)

3 (略)

別表第1 (第21条関係)

用途	メーター料金(1箇月につき)		
	基本	基本	従量料金(1)
	口径	量	料金立方メートル

定例日を変更し、又は毎月検針を行い、水道使用料の算定をすることができる。

(特別な場合における使用料の算定)

第24条 (略)

2 メーター使用料は、使用日数が1箇月未満であっても、1箇月とみなす。

3 (略)

(手数料)

第26条 手数料は、別表第3のとおりとし、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込後、徴収することができる。

(加入金)

第27条 給水装置の新設又は改造(メーターの増径を伴うものに限る。)をしようとする者は、加入金として、別表第4に定める額に消費税等相当額を加えた額を給水の申込みの際納付しなければならない。

2 (略)

3 水道の使用を休止して2年を経過し、水道の使用を再開する場合は、再設加入金として19,047円に、消費税等相当額を加えた額を徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 (略)

別表第1 (第21条関係)

1 西条地区

種類	料金(1箇月につき)		
	基本	基本	超過料金(1)
	量	料金	立方メートル

				につき)	
一	1	3	8	立方	9 0 8 立方 1 5
般	ミ	リ	メ	ー	ト 0 円
用	メ	ー	ル	まで	ルを 超
	ト	ル			える も
	2	0	8	立方	9 9 の
	ミ	リ	メ	ー	ト 0 円
	メ	ー	ル	まで	
	ト	ル			
	2	5	1	0 立	1 , 1 0 立
	ミ	リ	方	メ	ー 3 6 方メー
	メ	ー	ト	ル	ま 0 円 トルを
	ト	ル	で		超える
	3	0	1	0 立	1 , もの
	ミ	リ	方	メ	ー 7 6
	メ	ー	ト	ル	ま 0 円
	ト	ル	で		
	4	0	1	0 立	2 ,
	ミ	リ	方	メ	ー 2 5
	メ	ー	ト	ル	ま 0 円
	ト	ル	で		
	5	0	1	0 立	3 ,
	ミ	リ	方	メ	ー 7 0
	メ	ー	ト	ル	ま 0 円
	ト	ル	で		
	7	5	1	0 立	4 ,
	ミ	リ	方	メ	ー 4 0
	メ	ー	ト	ル	ま 0 円
	ト	ル	で		
	1	0	1	0 立	5 ,
	0	ミ	方	メ	ー 3 0
	リ	メ	ト	ル	ま 0 円
	一	ト	で		
	ル				
	1	0	1	0 立	市 長

				につき)	
専	1	0	立	9 0	1 0 立 1 5
用	給	水			
装	方	メ	ー	0 円	方メー 0 円
置	ト	ル	ま		トルを
	で				超える
					もの
共	1	0	立	6 1	1 0 立 1 0
用	給	水			
装	方	メ	ー	0 円	方メー 0 円
置	ト	ル	ま		トルを
	で				超え 2
					5 立方
					メー
					ト
					ル
					まで
					2 5 立 1 2
					方メー 0 円
					トルを
					超え 5
					0 立方
					メー
					ト
					ル
					まで
					5 0 立 1 3
					方メー 0 円
					トルを
					超える
					もの

	0	ミ	方	メー	が	別			
	リ	メ	トル	ま	に	定			
	一	ト	で		め	る			
	ル	を			額				
	超	え							
	る	も							
	の								
公	1	3	8	立	方	9	0	8	立
衆	ミ	リ	メ	ー	ト	0	円	メ	ー
浴	メ	ール	まで			ル	を	超	
場	トル					え	る	も	
用	2	0	8	立	方	9	9	の	
	ミ	リ	メ	ー	ト	0	円		
	メ	ール	まで						
	トル								
	2	5	1	0	立	1	,	1	0
	ミ	リ	方	メー	3	6	方	メー	
	メ	ー	トル	ま	0	円	トル	を	
	トル	で					超	える	
	3	0	1	0	立	1	,	もの	
	ミ	リ	方	メー	7	6			
	メ	ー	トル	ま	0	円			
	トル	で							
	4	0	1	0	立	2	,		
	ミ	リ	方	メー	2	5			
	メ	ー	トル	ま	0	円			
	トル	で							
	5	0	1	0	立	3	,		
	ミ	リ	方	メー	7	0			
	メ	ー	トル	ま	0	円			
	トル	で							
	7	5	1	0	立	4	,		
	ミ	リ	方	メー	4	0			
	メ	ー	トル	ま	0	円			
	トル	で							

1 0	1 0 立	5 ,
0 ミ	方 メー	3 0
リ	メトル ま	0 円
ー	トで	
ル		
1 0	1 0 立	市 長
0 ミ	方 メー	が 別
リ	メトル ま	に 定
ー	トで	め る
ル	を	額
超 え		
る も		
の		

2 東予地区

用途	料金（1 箇月につき）			
	基 本 水 量	基 本 料 金	超 過 料 金（1 立方メートル につき）	
家庭用	1 0 立 方 メー トル ま で	9 0 円	1 0 立 方 メー トル を 超 え る もの	1 5 0 円
団体用	2 0 立 方 メー トル ま で	2 , 2 5 0 円	2 0 立 方 メー トル を 超 え る もの	1 5 0 円
営業用	2 0 立 方 メー トル ま で	2 , 2 5 0 円	2 0 立 方 メー トル を 超 え る もの	1 5 0 円
湯屋用	1 0 0 立 方 メ	1 1 3	1 0 0 立 方 メ	1 5 0 円

	一 ト ル	8 0	一 ト ル	
	まで	円	を 超 え	
			る も の	
工場用	1 0 0	1 4	1 0 0	1 5
	立 方 メ	, 5	立 方 メ	0 円
	一 ト ル	0 0	一 ト ル	
	まで	円	を 超 え	
			る も の	
船舶用	1 立 方	1 6	1 立 方	1 6
	メ ー ト	0 円	メ ー ト	0 円
	ル まで		ル を 超	
			え る も	
			の	
臨時用	1 0 立	2 ,	1 0 立	2 0
	方 メ ー	2 0	方 メ ー	0 円
	ト ル ま	0 円	ト ル を	
	で		超 え る	
			も の	

3 丹原地区

メ ー タ ー	料 金 (1 箇 月 に つ き)			
口 径	基 本 水	基 本	超 過 料 金 (1	
	量	料 金	立 方 メ ー ト ル	
			に つ き)	
1 3 ミ リ	1 0 立	1 ,	1 0 立	1 5
メ ー ト ル	方 メ ー	0 5	方 メ ー	0 円
	ト ル ま	0 円	ト ル を	
	で		超 え る	
			も の	
2 0 ミ リ	2 0 立	2 ,	2 0 立	
メ ー ト ル	方 メ ー	6 0	方 メ ー	
	ト ル ま	0 円	ト ル を	
	で		超 え る	
			も の	
2 5 ミ リ	3 0 立	4 ,	3 0 立	
メ ー ト ル	方 メ ー	2 0	方 メ ー	

	トルま	0円	トルを
	で		超える
30ミリ	30立	4,	もの
メートル	方メー	50	
	トルま	0円	
	で		
40ミリ	30立	4,	
メートル	方メー	90	
	トルま	0円	
	で		
50ミリ	30立	5,	
メートル	方メー	50	
	トルま	0円	
	で		
75ミリ	30立	5,	
メートル	方メー	70	
	トルま	0円	
	で		
100ミ	30立	6,	
リメート	方メー	10	
ル	トルま	0円	
	で		
100ミ	30立	市長	
リメート	方メー	が別	
ルを超え	トルま	に定	
るもの	で	める	
		額	

4 小松地区

メーター	料金（1箇月につき）			
口径	基本水	基本	超過料金（1	
	量	料金	立方メートル	
			につき）	
13ミリ	8立方	75	8立方	15
メートル	メート	0円	メート	0円
	ルまで		ルを超	

			え 2 5	
			立 方 メ	
			ー ト ル	
			ま で	
			2 5 立	1 8
			方 メ ー	0 円
			ト ル を	
			超 え る	
			も の	
2 0 ミリ	2 5 立	3 ,	2 5 立	2 2
メートル	方 メ ー	5 0	方 メ ー	0 円
	ト ル ま	0 円	ト ル を	
	で		超 え る	
2 5 ミリ	2 5 立	4 ,	も の	
メートル	方 メ ー	0 0		
	ト ル ま	0 円		
	で			
3 0 ミリ	2 5 立	4 ,		
メートル	方 メ ー	5 0		
	ト ル ま	0 円		
	で			
4 0 ミリ	2 5 立	5 ,		
メートル	方 メ ー	5 0		
	ト ル ま	0 円		
	で			
5 0 ミリ	2 5 立	7 ,		
メートル	方 メ ー	0 0		
	ト ル ま	0 円		
	で			
7 5 ミリ	2 5 立	8 ,		
メートル	方 メ ー	5 0		
	ト ル ま	0 円		
	で			
7 5 ミリ	2 5 立	市 長		
メートル	方 メ ー	が 別		

メータ一使用料

手数料

加入金

手数料

加入金

125

- 1 この条例は、令和４年３月１日から施行する。ただし、第２７条第３項及び第４項の改正規定並びに別表第３の改正規定（同表を別表第２とする改定規定を除く。）は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の西条市水道事業給水条例の規定は、令和４年４月及び５月分として徴収する水道料金の算定から適用し、同年３月分以前のものとして徴収する水道料金の算定については、なお従前の例による。
- 3 この条例（附則第１項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の西条市水道事業給水条例の規定は、同ただし書に規定する施行の日以後の申込みに係る加入金及び手数料について適用し、同日前の申込みに係る加入金及び手数料については、なお従前の例による。

提案理由

水道料金の地区間の格差を是正するとともに、西条市水道事業の健全な経営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

（料金）

第 21 条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

議案第 1 0 4 号

西条市消防団条例の一部を改正する条例について

西条市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市消防団条例の一部を改正する条例

西条市消防団条例（平成１６年西条市条例第２０７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１８条第１項、第１９条第２項及び第２３条第１項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「<u>団員</u>」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務_____その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 （任命） 第５条 消防団長（以下「<u>団長</u>」という。）は消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の消防団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。ただし、新入団員（再入団は除く。）の年齢は１８歳以上５０歳未満の者とする。 （１）、（２） （略） ２ （略） （欠格条項） 第７条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （１） （略） （２） <u>第１０条</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者	（趣旨） 第１条 この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１８条第１項、第１９条第２項及び第２３条第１項の規定に基づき、消防団の設置、名称、<u>区域及び消防団員（以下「団員」</u>という。）の定員並びに任用、給与、分限及び懲戒、服務、<u>階級</u>その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 （任命） 第５条 消防団長_____は消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の消防団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。ただし、新入団員（再入団は除く。）の年齢は１８歳以上５０歳未満の者とする。 （１）、（２） （略） ２ （略） （欠格条項） 第７条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （１） （略） （２） <u>第９条</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

(3) (略) <u>(休団)</u> <u>第 8 条 団員は、長期間消防団活動に従事することができない場合は、2 年を超えない範囲内で、休団（団員が消防団活動を休止することをいう。以下同じ。）をすることができる。この場合において、休団をしている団員については、次条第 2 項第 2 号、第 1 2 条及び第 1 3 条の規定は、適用しない。</u> <u>2 休団の期間は、1 年を超えない範囲内で、延長することができる。</u> <u>3 団員は、休団をし、又は休団の間を延長しようとするときは、あらかじめ団長にあっては市長の、団長以外の団員にあっては団長の承認を受けなければならない。</u> <u>4 前項の規定は、復団（休団をした団員が復帰することをいう。）について準用する。</u> <u>5 休団をしている期間中は、報酬を支給せず、退職報償金にあっては在職年数に算入しないものとする。</u> (分限) <u>第 9 条 (略)</u> 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <u>第 7 条第 2 号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u> (2) (略) <u>第 1 0 条 (略)</u> <u>第 1 1 条 (略)</u> (服務規律)	(3) (略) (分限) <u>第 8 条 (略)</u> 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <u>前条第 2 号</u>を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) (略) <u>第 9 条 (略)</u> <u>第 1 0 条 (略)</u> (服務規律)
---	---

第 1 2 条 団員は、団長の招集によって
出動し、職務に従事するものとする。
ただし、招集を受けない場合であつても災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに
出動し、職務に従事しなければならない。

第 1 3 条 （略）

第 1 4 条 （略）

第 1 5 条 （略）

（報酬）

第 1 6 条 団員の報酬は、年額報酬及び
出動報酬とする。

2 団員には、別表第 1 に定める年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、別表第 2 の
とおり出動報酬を支給する。

4 前 3 項に定めるもののほか、団員の報酬の支給については、西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償条例（平成 1 6 年西条市条例第 3 6 号）の例による。

（費用弁償）

第 1 7 条 団員が公務のため旅行する場

第 1 1 条 団員は、団長の招集によって
出動し、職務に従事するものとする。
ただし、招集を受けない場合であつても水火災その他の災害

の発生を知ったとき
は、あらかじめ指定するところに従い直ちに
出動し、職務に従事しなければならない。

第 1 2 条 （略）

第 1 3 条 （略）

第 1 4 条 （略）

（階級）

第 1 5 条 消防団員の階級は、団長、副
団長、分団長、副分団長、部長、班長
及び団員とする。

（職名）

第 1 6 条 消防団に消防団長、支団長及
び副支団長、分団に分団長及び副分団
長、部に部長、班に班長を置く。

（報酬及び費用弁償）

第 1 7 条 団員には、その職務に応じ別
表第 1 に定める報酬及び費用弁償とし
て別表第 2 に定める旅費を支給する。

2 報酬の支給計算については、西条市
特別職の職員で非常勤のものの報酬及
び費用弁償条例（平成 1 6 年西条市条
例第 3 6 号）を準用する。

3 第 1 項に定めるもののほか、旅費の
支給その他費用の弁償については西条
市職員の給与に関する条例（平成 1 6
年西条市条例第 4 1 号）を準用する。

（手当）

第 1 8 条 団員に別表第 3 のとおり手当

合においては、別表第3に定める費用弁償を支給する。

2 前項に定めるもののほか、団員の費用弁償の支給については、西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の例による。

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

別表第1 (第16条関係) 消防団員年額報酬額表

区分	支給額 (円)
団長	139,200
副団長 (支団長)	115,200
副団長 (副支団長)	93,700
分団長	77,600
副分団長	54,600
部長	46,200
班長	39,200
団員	36,500
	(ただし、機能別団員にあっては、12,200円とする。)

備考

1 年額報酬は、半期ごとに支給する。

2 新たに団員となり、又は昇任したときにあつてはその月から、退職し、死亡し、免職され、又は降職されたときにあつては、その前月まで、月割計算により計算した額を支

を支給する。

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

別表第1 (第17条関係) 消防団員報酬額表

区分		報酬年額 (円)
階級	職名	
団長	団長	139,200
副団長	支団長	115,200
	副支団長	93,700
分団長	分団長	77,600
副分団長	副分団長	54,600
部長	部長	33,800
班長	班長	26,800
団員	団員	24,600
		(ただし、機能別団員にあっては、8,200円とする。)

給する。

別表第2（第16条関係） 消防団員出
動報酬額表

区分	支給対象者	支給単位	支給額 (円)
災害 出動	災害現場 に出動	1日4時 間以上	8, 0 0 0
	し、その 業務に従 事した団 員	1日4時 間未満	4, 0 0 0
	警戒	1回	2, 0 0 0
訓練	教養訓練	1回	1, 8 0 0
	その他の 訓練に参 加した団 員		
その 他の 出動	搜索現場 に出動	1日4時 間以上	8, 0 0 0
	し、その 業務に従 事した団 員	1日4時 間未満	4, 0 0 0
	その他団 長の命に より出動 した団員	1回	2, 0 0 0

備考 出動報酬は、半期ごとに支給する。

別表第3（第17条関係） 消防団員費
用弁償額表

区分	船賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料
----	----	----	----	-----	-----

別表第2（第17条関係） 消防団員旅
費額表

区分	船賃		車賃	日当	宿泊料	食卓料
	2階級 のとき	3階級 のとき	(1 キロ メー トル につ き) (円)	(1 日に つき) (円)	(1 夜に つき) (円)	(1 夜に つき) (円)
	団長	上級	上級	37	2,	13
	副団 長			60	, 1	60
	分団 長	上級	中級	37	2,	10
副分 団長 部長 班長 団員				20	, 9	20
				0	00	0

別表第3（第18条関係） 消防団員手
当表

手当の 種類	支給 単位	支給対象者	支給額 (円)
-----------	----------	-------	------------

	2 階 級 区 分 の とき	3 階 級 区 分 の とき	(1 キ ロ メ ー トル に つ き) (円)	(1 日 に つ き) (円)	(1 夜 に つ き) (円)	(1 夜 に つ き) (円)
団 長	上 級	上 級	3 7	2 ,	1 3	2 ,
副 団 長				6 0 0	, 1 0 0	6 0 0
分 団 長	上 級	中 級	3 7	2 , 2 0	1 0 , 9	2 , 2 0
副 分 団 長				0	0 0	0
部 長						
班 長						
団 員						
火 災 出 動	1 回					災害現場に出動 し、その業務に 従事した団員
山 林 火 災 ・ 水 防	1 回 5 時間					災害現場に出動 し、その業務に 従事した団員
山 岳 捜 索	1 回 5 時間					捜索現場に出動 し、その業務に 従事した団員
訓練	1 回					教養訓練その他 の訓練に参加し た団員
警戒	1 回					火災予防又は風 水害等の警戒に 出動した団員
そ の 他 の 出 動	1 回					その他、団長の 命により出動し た団員
ポ ン プ 自 動 車	月額					ポンプ自動車管 理責任者に支給
積 載 車 ・ 輸 送 車	月額					積載車・輸送車 等の管理責任者 に支給
小 型 動 力 ポ ン プ	月額					小型動力ポンプ 管理責任者に支 給

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 令和3年度分までの報酬、費用弁償及び手当については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員の報酬等を見直し、消防団員の処遇を改善するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）

（消防団員の身分取扱い等）

第２３条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

２ 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

報告第 18 号

調停の申立ての専決処分について

調停の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

西条市長 玉井 敏久

専決第 9 号

専決処分書

調停の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 4 日

西条市長 玉井 敏久

1 調停の相手方

省略

2 申立ての趣旨

(1) 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡す。

(2) 相手方は、申立人に対し、使用料相当額損害金 5 0 4 , 6 0 0 円及び令和 3 年 1 0 月 7 日から前項の建物明け渡し済みに至るまで月 1 7 , 4 0 0 円の割合による金員を支払う。

3 調停遂行の方針

弁護士を申立人手続代理人と定める。

物 件 目 録

一棟の建物の表示

建物名称	西条市営住宅 下町団地
種 類	共同住宅

専有部分の建物の表示

種 類	居宅
構 造	低層耐火構造
床 面 積	66.40平方メートル

提案理由

市営住宅入居者に明渡し等を求めるため、調停を申し立てることについて、専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。